

答申

1 審査会の結論

川合市場5号線道路拡幅舗装工事に関して……「念書」らしきものの公開請求に対し、伊賀市長が平成21年5月8日付け伊阿産第182号で行なった非公開決定は部分公開決定とすべきである。

2 異議申立の趣旨

平成21年6月26日付けで、異議申立人が伊賀市情報公開条例（平成16年条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき行なった前記請求について、市が念書の非公開とする旨の決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非公開理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、川合市場5号線道路拡幅舗装工事にかかる「念書」（以下「本件対象文書」という。）は当時の担当者に宛てたものであり、受付をしていないがファイルに綴じて組織的に活用していたので、行政情報と考える。そして、念書自体が個人を特定するものであり、本決定が妥当というものである。

4 異議申立の理由

川合市場5号線道路拡幅舗装工事に関して……「念書」らしきものの公開請求をしたが、念書が個人に関する情報のため非公開とした処分は不当である。念書に当時の交渉状況のわかるものがあれば公開いただき事実確認をいたしたい。

5 審査会の判断

当審査会は、本件対象文書に関し、双方の主張を吟味した上で、以下判断する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報は、原則として非開示とすることができる旨を定めたものである。ただし、同号ウでは、「当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務執行の内容に係る部分」を公開請求者に対し、公開しなければならないと規定して

いる。これは、公務員の職務に関する情報は、個人の私的な情報であるとはいえ、むしろ、それが公にされることに公益性があると認められるためである。

以上をふまえて、本件対象文書の情報公開条例上の取扱いについて、判断する。

- ① まず、本件対象文書には、個人の内心を記載した部分や、私的な交際に関する部分、および当該交際にかかわる個人の氏名など、個人の私的な情報が多分に含まれている。これらの部分については、個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人が識別され、または識別され得ると考えられるし、また、個人の私的な情報であって、それが公にされること自体に公益性があるとは認められないことから、同号ウにも該当せず、非公開としたことは妥当である。
- ② 他方で、本件対象文書には、川合市場5号線の拡張事業にかかわる担当部署と関係個人との交渉に関する部分およびこれを担当した公務員の氏名も含まれている。これらの部分については、公務員の職務に関する情報として理解すべきであり、同号ウに該当するものとして、これを公開すべきである。

(2) 結論

以上により、本件対象文書のうち、「念書」「35cm 西へ控えた道巾を元にもどしその分東へせり出し元来の道巾とし、東側も 35cm 東側に寄せます。その様な基石の入替えをしたいと思ひ容認致しました基石 35cm の西側への控の約束は、無い事に御願したいと思ひます。」「後日の証として送らせて戴きます」「中山様へ」「H20.」「二月八日」の部分については、当該公務員の氏名及び当該職務執行の内容等と考え、公開すべきと判断する。

6 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年7月 2日	・ 諮問書受理
平成21年7月14日	・ 諮問庁陳述（条例第28条第1項による経過説明、理由説明） ・ 異議申立人陳述（条例第28条第1項による意見） ・ 審議 ・ 答申 <p style="text-align: right;">（第2回審査会）</p>